

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第八號

鳥取縣吏員等給與條例を次のように定める。

昭和二十二年三月三十一日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

鳥取縣吏員等給與條例

第一條 この條例において縣吏員等とは、鳥取縣有給縣吏員恩給條例第三條に掲げる吏員並びに縣會議員選舉管理委員會、縣會及び縣參事會の書記を謂う。

第二條 縣吏員等の給料は、他の條令に定めるものを除く外、この條例の定めるところによる。

第三條 縣吏員等の給料は別表により毎月下旬これを支給する。

第四條 縣吏員等の給料は新規採用、増給、減給何れの場合

昭和二十二年三月三十一日
號 外

月 曜 日

合にあつても、すべて發令の翌日から計算する。

第五條 縣吏員等が解職せられ又は死亡したときは、當月分の全額を支給する。

第六條 縣吏員等が解職後官廳の都合によつて事務に従事した期間又は解職發令通知の致達が遅延したため、その事情を知らないで勤務してゐた期間は、給料の支拂については在職期間とみなすことができる。

第七條 縣吏員等が病氣のため執務しないこと九十日を超える者及び私事の故障により執務しないこと三十日を超える者は、給料の半額を減する。但し公務のため傷痍をうけ又は疾病にかゝり特に許可をうけて賜暇休養する者はこの限りでない。

第八條 縣吏員等在職中死亡したときは、最終給料四月分の額に相當する死亡給與金をその遺族に支給する。前項の遺族の範圍及び支給順位については、官吏俸給令

第八條及び第九條の規定を準用する。
 第九條 給料支給についての細則は別にこれを定める。
 附 則
 この條例は、昭和二十一年七月一日以後の給與についてこれを適用する。
 昭和二十一年七月一日において、現に内地(樺太を除く)外にある職員(給料の額は、給與條例の改正規定にかゝらぬ)は、その者の内地歸還までの間は、その者が同日に於いて現に受けた給料額及び臨時物價手当相當額と、別に定める臨時手当相當額との合計額とする。

(別表)

號	給	給料月額	號	給	給料月額
一	給	二〇〇圓	七	給	三三〇圓
二	同	二二〇圓	八	同	三六〇圓
三	同	二四〇圓	九	同	三九〇圓
四	同	二六〇圓	十	同	四二〇圓
五	同	二八〇圓	十一	同	四六〇圓
六	同	三〇〇圓	十二	同	五〇〇圓

十三同	五四〇圓	二十五同	一、一〇〇圓
十四同	五八〇圓	二十六同	一、一五〇圓
十五同	六二〇圓	二十七同	一、二〇〇圓
十六同	六六〇圓	二十八同	一、三〇〇圓
十七同	七〇〇圓	二十九同	一、四〇〇圓
十八同	七五〇圓	三十同	一、五〇〇圓
十九同	八〇〇圓	三十一同	一、六〇〇圓
二十同	八五〇圓	三十二同	一、七〇〇圓
二十一同	九〇〇圓	三十三同	一、八〇〇圓
二十二同	九五〇圓	三十四同	一、九〇〇圓
二十三同	一、〇〇〇圓	三十五同	二、〇〇〇圓
二十四同	一、〇五〇圓		

告 示

鳥取縣告示第百三十一號
 健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫として左の醫師を指定する。
 昭和二十二年三月三十一日

鳥取縣告示第百三十二號

診療科名	診療所所在地	保險醫氏名	指定年月日
小兒科	鳥取市本町四丁目	淺井義彦	昭和二十二年三月二十六日
同	米子市立町二丁目	田邊正雄	同
内 科	氣高郡豐實村大字野坂	山崎武雄	同
内科、小兒科同	松保村大字布勢	巨島博	同
眼科、皮膚科	實木村大字實木	中山廣逸	同

木材統制法施行規則に依つて昭和二十一年度において許可した木材業及び製材業は、昭和二十二年四月三十日まで特にこれを有効とする。

昭和二十二年三月三十一日
 鳥取縣知事 吉 田 忠 一

鳥取縣告示第百三十三號
 昭和二十一年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並びに加工品販賣業許可規則により、これが業者を次のように許可又は取消した。

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

番 號	氏 名	住 所	取扱品の種類
四三九	植木 孝義	鳥取市本町五丁目	野菜果實
四四〇	山下 惣一	養井原町	同
四四一	山 中 進	氣高郡實谷町青谷	同
四四二	安田 五人	米子市寺町五丁目	同
四四三	米井 三郎	日野町七丁目	同
四四四	田邊 傳藏	米子市二丁目一五〇番	同
四四五	大橋 愛雄	東倉吉町五四番	同
四四六	渡部 勝藏	朝日町五九番	同
四四七	札場 カメ	角盤町二丁目一四〇番	同
四四八	廣木 武祥	東町一〇六番	同

青果物小賣業取消者
 番 號 氏 名 住 所
 三四八 西田 恒壽 米子市瀬町二丁目 野菜果實

鳥取縣警察第百三十四號
看護婦規則第二條第二項第三號による看護婦養成所を次の
二處に指定した。

昭和二十二年三月三十一日

鳥取縣知事 吉田 忠一

記

- 一、名 稱 市立鳥取市民病院附屬看護婦養成所
- 一、位 置 鳥取市古市一番地
- 二、指定年月日 昭和二十二年三月十三日
- 三、効力發生 昭和二十四年三月以降の卒業生

報 業

鳥取縣教育民生部長

行旅死亡人周知方について

(心當りの向は高知縣幡多郡
藤岡村長と連絡せられたい)

取扱者 高知縣幡多郡藤岡村長

一、本籍地、住所、氏名 不詳

二、年齢及性別 推定四十三歳の男子(父親と推定)

三、年齢層才位の男子(子供と推定)

三、人相及特徴(父親)身長五尺三四寸、丸刈、丸顔、

額は上げる、中肉、門齒金冠一欠

(子供)身長三尺稍肥大特徴判然とせず

四、着 衣 (父親)羅紗茶色戰斗帽、黒さし毛結上

衣、軍袴ねすみ色めりやすシャツ及す

靴(下)、兵隊靴下織上靴

(子供)白毛糸製軍靴、綿入ちやんちやこ

綿入袴、羅紗茶褐色オリーブ(黒)下駄

五、遺留品 カギキ色リュウソウタタ、石鹼、齒磨粉、

セロロイド製自動車(玩具)中折た、

み事財布現金二千三百三十七錢

六、死亡場所及種別 高知縣幡多郡藤岡村大字藤岡甲二

六二一番地山林に於て縊死、子供は病

七、死体の處置 高知縣幡多郡藤岡村共同墓地に假埋葬

死の判定 以上

◎鳥取縣公報購讀申込の件

昭和二十二年度(自昭和二十二年四月
至昭和二十三年三月三十一日)鳥取縣公
報の有償配付を受けたものは、左記により秘書課宛申込
まれたい。

記

- 一、申込期日 四月十五日迄
- 二、申込資格 一カ年を通じて購讀するものに限る。
- 三、代 金 縣に於て計算した實費を納額告知書に
より年度末に納入
- 四、申込様式

鳥取縣公報配付申込書

一、昭和二十二年度分 何部

右購讀したいので昭和四年鳥取縣告示第三十號鳥取
縣公報發行規程により申込ます。

昭和 年 月 日

住 所

團體名又は個人氏名印

鳥取縣知事

殿

五、備 考

有償配付を受けたもので、本年度より引續き購讀し
ているものは右申込書の右肩に(前)と記し、更に團
体法人等でその名稱、住所若しくは責任者の職名、氏名
等の變更があつた場合は各その前名稱、住所若しくは氏
名を新住所氏名の横に(前)として併記すること。

鳥取縣公報

昭和二十二年三月三十一日
號

外 月 曜 日

第...ノ大...

選舉告示

鳥取縣會議員選舉管理委員會委員長 上根政幸

◇選舉管理委員會告示第三十一號

◇選舉管理委員會告示第三十三號

昭和二十二年四月二十五日執行衆議院議員候補者一人の選舉運動費用の限度は次の通りである。

昭和二十二年三月三十一日

昭和二十二年四月二十五日執行の衆議院議員選舉長及び選舉長故障あるときその職務を代理する者を次の通り選任した。

鳥取縣會議員選舉管理委員會委員長 上根政幸

昭和二十二年三月三十一日

四萬四千壹百九拾七圓九拾五錢

鳥取縣會議員選舉管理委員會委員長 上根政幸

◇選舉管理委員會告示第三十二號

一、選舉長

鳥取市東町二二八ノ二 太 田 英 雄

二、選舉長故障あるときその職務を代理する者

鳥取市濱坂四六四 上 根 政 幸

衆議院議員選舉法第百四十條第四項の規定により衆議院議員經歷公報に關する規程は、選舉管理委員會告示第十九號參議院議員經歷公報に關する規定を準用する。但し同規定第一條中「選舉の期日前二十日自まで」とあるは「選舉の期日前十五日自まで」と讀み替へるものとする。

昭和二十二年三月三十一日

◇選舉管理委員會告示第三十四號
參議院議員選舉法施行令第三十條第三項衆議院議員選舉法施行令第六十四條の八第三項、道府縣制施行令第二十條の

00737

三の規定により選挙運動の費用及び選挙運動に關する收入に關する届出の要旨の公表の方法を次のように定める。

昭和二十二年三月三十一日

鳥取縣會議員選挙管理委員長 上根政幸

鳥取縣會議員選挙管理委員會に届出あつた選挙運動の費用及び選挙運動に關する收入の要旨は鳥取縣公報に掲載し、事務所に選挙の期間中及び参議院議員選挙法第七十四條衆議院議員選挙法第八十四條第一項、道府縣制第七十四條の二一の出訴期間中にこれを掲示すると共に新聞社に發表する。

◇選挙管理委員會告示第三十五號

参議院議員選挙法施行令第三十二條、衆議院議員選挙法施行令第六十四條の十、道府縣制施行令第二十條の三の規定により、参議院議員選挙法第八十二條、衆議院議員選挙法第八十八條第一項、道府縣制第七十四條の二十の届出書類の閱覽の請求及び其の方法に關する件を次のように定める。

昭和二十二年三月三十一日

鳥取縣會議員選挙管理委員會委員長 上根政幸

第一條 参議院議員選挙法第七十九條乃至第八十條、衆議院議員選挙法第五條乃至第六條、道府縣制第七十四條の二十の規定により鳥取縣會議員選挙管理委員會に届出した書類(以下届出書類という)の閱覽は、鳥取縣廳内鳥取縣會議員選挙管理委員會でこれを行う。

第二條 届出書類の閱覽は何人も議員及び地方公共團體の長の任期間中はいつでもこれを請求することが出来る。

第三條 届出書類の閱覽は一般執務時間中にこれをしなければならぬ。

第四條 閱覽人は指示された場所で届出書類を閱覽しなければならぬ。

届出書類はこれを外部に持出すことが出来ない。又破損或は加筆等の行為をしてはならない。

前二項の規定に違反する閱覽人に對してはその閱覽を中止させ又はこれを禁止することが出来る。

◇選挙管理委員會告示第三十六號

昭和二十二年四月二十五日執行の衆議院議員の選挙のため発行する経歴公報の掲載文掲載順序のくじを次の日時場

00738

所で行う。

昭和二十二年三月三十一日

鳥取縣會議員選挙管理委員會

一、日時 昭和二十二年四月十一日午後一時

二、場所 鳥取縣廳

◇選挙管理委員會告示第三十七號

昭和二十二年四月二十日執行の参議院議員地方選出議員選挙に次の通り候補者の届出があつた。

昭和二十二年三月三十一日

参議院議員地方選出議員鳥取選挙區

選挙長 太田英雄

参議院議員地方選出議員候補者	氏名	深田武雄	黨派別	無所屬
	職業	會社重役		
	住所	鳥取縣西伯郡五千石村大字福市九一九番地		
	生年月日	明治二十四年三月一日		

◇選挙管理委員會告示第二十八號

昭和二十二年四月二十五日執行の衆議院議員の選挙に次の通り議員候補者の届出があつた。

昭和二十二年三月三十一日

衆議院議員選挙鳥取縣選挙區選挙長 太田英雄

議員候補者	黨派別	日本社會黨	職業	會社重役
住所	鳥取縣氣高郡鹿野町大字鹿野一、〇二〇			
氏名	梶川靜雄		生年月日	大正三年八月一日
黨派別	鳥取縣東伯郡松崎村四六八			
住所	鳥取縣東伯郡松崎村四六八			
氏名	松田昌造		生年月日	明治十四年三月二十日
黨派別	日本自由黨		職業	商業組合理事長
住所	東京都杉並區馬橋二丁目百六十九番地			
氏名	門脇勝太郎		生年月日	明治三十一年十月十八日
黨派別	日本社會黨		職業	會社員
住所	東京都世田谷區松原町四ノ七四			
氏名	庄司彦男		生年月日	明治二十九年十月九日

00739

◇選舉管理委員會告示第三十九號

昭和二十二年四月五日執行の鳥取縣知事選舉における選舉會の日時及び場所を次の通り指定する。

昭和二十二年三月三十一日

鳥取縣知事選舉長 太 田 英 雄

一、日時 昭和二十二年四月八日午後一時開始

二、場所 鳥取縣廳

38708

昭和二十二年三月三十一日附
昭和二十二年三月三十一日附

鳥取縣公報

(昭和二十二年四月十五日)
第三種郵便物認可

送

鳥取縣知事
鳥取縣議會議長
鳥取縣議會議員
鳥取縣市長
鳥取縣町長
鳥取縣村長
鳥取縣農協長
鳥取縣青年會長
鳥取縣婦青會長
鳥取縣農工會議長
鳥取縣教育委員會長
鳥取縣教育委員會員
鳥取縣農工會議員
鳥取縣青年會
鳥取縣婦青會
鳥取縣農工會議
鳥取縣教育委員會